

2008年4月10日
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

所管する情報処理システムの運用管理事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2008年3月28日付けで諮問（第317号）された所管する情報処理システムの運用管理事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

藤沢市では、地理空間情報の共有化による事務の効率化と住民サービスの向上を目的に、庁内統合型GISを導入している。(2004.5.27審議会報告)

庁内統合型GISの背景図として利用できる地図は、「住宅地図」「都市計画基本図」「固定評価地図」の3種類であるが、これらの地図では、地形や土地利用の状況がわからない。

そこで、資産税課で毎年作成している航空写真を背景図として導入することで、庁内統合型GISの利便性を高め、より一層の事務の効率化と住民サービスの向上を図るものである。

以上のとおり、他課で管理する航空写真を利用することから、条例第10条第4項及び第5項の本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、条例第12条第4項及び第5項の目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略、並びに条例第18条のコンピュータ処理について諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

資産税課の作成する航空写真は、固定資産税の課税資料を作成するための元資料として、毎年1月1日に藤沢市全域を写真撮影しているものである。航空写真はその性質上直接本人から収集することが不可能であり、また撮影用飛行機を飛ばすなど多額な経費が必要となることから、資産の有効活用と経費削減のため資産税課の作成する航空写真を毎年継続的に利用するものである。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

航空写真は藤沢市全域の世帯が対象となるため、本人通知に伴う事務量が膨大なものとなり、本来業務に支障が生じるため本人通知を省略するが、「個人情報を本人以外のものから収集し、目的外利用を行う」旨について、広報ふじさわを通じて周知を図る。

(4) コンピュータ処理の必要性について

航空写真を庁内統合型GISの背景図とするには、航空写真を一定の解像度に加工して庁内統合型GISシステムのサーバー(以下「サーバー」という。)

に保存する必要があることから、コンピュータ処理が必要不可欠となる。

なお、庁内統合型GIS利用範囲は市の機関に限定しており外部へは提供していない。

(5) 対象個人情報

ア 記録名称 航空写真

イ 記録媒体 容量に応じてDVD-ROMまたはHDD

(6) 情報の管理

航空写真の利用にあたっては「藤沢市情報セキュリティポリシー」に基づき十分にセキュリティの確保に努める。

サーバーは、藤沢市総合防災センター5Fにあるコンピュータ室の施錠されたラックに収納されている。コンピュータ室の出入りはIDカード、指紋認証で管理されており、ラックの鍵は専用保管庫に保管されており、権限のあるもの以外には鍵を取り出すことができない。

また、サーバーを操作できる職員を限定しており、ログインID、パスワードで管理している。

庁内統合型GISは、指紋認証でログインする職員ポータル画面からしか起動できないため、職員以外の利用はできない。また、庁内統合型GISを利用して提供される地理空間情報ごとに、情報の参照及び更新の権限を設定し利用者管理をしている。さらに、庁内統合型GISの背景図として利用する航空写真は、元の写真から解像度を四分の一程度に落としており、個人の所在や家屋の状況等が明確にならないようにする。

また、本事務の実施にあたっては専門業者に委託する必要があることから、委託の実施にあたっては条例第16条、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）第13条の規定を遵守し、契約書等に個人情報データ等の取扱に関する具体的な規定を盛り込む等必要な措置を実施する。

なお、記録媒体については利用終了後速やかに資産税課に返却する。

(7) 提出資料

ア 庁内統合型GISについて（審議会報告資料）

イ 藤沢市GIS体系イメージ図

ウ 写真の解像度について

エ 広報ふじさわ原稿

オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

資産税課の作成する航空写真は、固定資産税の課税資料を作成するための元資料として、毎年1月1日に藤沢市全域を写真撮影しているものである。航空写真はその性質上直接本人から収集することが不可能であり、また撮影用飛行機を飛ばすなど多額な経費が必要となることから、資産の有効活用と経費削減のため資産税課の作成する航空写真を毎年継続的に利用するものである。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

航空写真は藤沢市全域の世帯が対象となるため、扱われる個人情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれる。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

なお、実施機関では、「個人情報をも本人以外のものから収集し、目的外利用を行う」旨について、広報ふじさわを通じて周知を図ることとしている。

(3) コンピュータ処理の必要性について

ア コンピュータ処理の必要性について

航空写真を庁内統合型GISの背景図とするには、航空写真を一定の解像度に加工してサーバーに保存する必要がある。

なお、庁内統合型GIS利用範囲は市の機関に限定しており外部へは提供していない。

以上のことから判断すると、個人情報をコンピュータ処理する必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下に掲げる措置を講じることとしている。

航空写真の利用にあたっては「藤沢市情報セキュリティポリシー」に基づき十分にセキュリティの確保に努める。

サーバーは、藤沢市総合防災センター5Fにあるコンピュータ室の施錠されたラックに収納されている。コンピュータ室の出入りはIDカード、指紋

認証で管理されており，ロックの鍵は専用保管庫に保管されており，権限のあるもの以外には鍵を取り出すことができない。

また，サーバーを操作できる職員を限定しており，ログインID，パスワードで管理している。

庁内統合型GISは，指紋認証でログインする職員ポータル画面からしか起動できないため，職員以外の利用はできない。また，庁内統合型GISを利用して提供される地理空間情報ごとに，情報の参照及び更新の権限を設定し利用者管理をしている。さらに，庁内統合型GISの背景図として利用する航空写真は，元の写真から解像度を四分の一程度に落としており，個人の所在や家屋の状況等が明確にならないようにする。

また，本事務の実施にあたっては専門業者に委託する必要があることから，委託の実施にあたっては条例第16条，施行規則第13条の規定を遵守し，契約書等に個人情報データ等の取扱いに関する具体的な規定を盛り込む等必要な措置を実施する。

なお，記録媒体については利用終了後速やかに資産税課に返却する。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上